

尾張旭市監査公表第30号

平成30年11月30日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

企画部企画課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
定住促進事業に関する決裁等において、代決処理の誤りが見受けられる。課長及び課長補佐が不在の場合は、係長が課長の専決すべき事務を代決する。	指摘事項については修正し、以後の事務において全て改めます。